

音楽現代化法：デジタル時代に向けた著作権改正

米国議会は 2018 年オリン・G・ハッチ音楽現代化法（Music Modernization Act：「MMA」）を可決し、現在はトランプ大統領に署名を求めて提出している。米国上院は、この法案の主唱者でありソングライター仲間でもある、引退する共和党上院議員オリン・ハッチに敬意を表し、法案に彼の名前を冠した。当該法案には、米国下院により可決された MMA の旧バージョンが含まれると共に、古い楽曲の保護を目的とする Compensating Legacy Artists for their Songs, Service, & Important Contributions to Society Act（「CLASSICS 法」）も含まれている。とりわけ CLASSICS 法は、1972 以前の録音物にまで著作権保護を拡大する。さらに MMA には、録音制作に貢献したプロデューサーその他の参加者にアーティストが著作権使用料を分配できる様々な方法を成文化する Allocation for Music Producers Act（「AMP 法」）も含まれている。

米国著作権法の他の主要な改正として、強制使用許諾を受ける意思の一括通知要件を削除する米国著作権法第 115 条の改正が挙げられる。MMA 法案は意思の通知要件の代わりに、一般に利用可能な楽曲所有権情報のデータベースを提供するメカニカルライセンス団体（Mechanical Licensing Collective：MLC）を導入する。さらに MMA は米国著作権法第 114 条(i)項を廃止するため、裁判所は公演使用料を決定する際に録音使用料を考慮できるようになる。

MMA は、1909 年および 1976 年の著作権法が予見できなかったデジタル時代におけるアーティスト、ストリーミングサービスおよび業界専門家の現状に米国著作権法を調和させる大きな一歩である。